

IV 不祥事類別 研修用ワークシート

事例2 「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント」(①通常版)

<事例>

高等学校に勤務するA教諭は、休日に商業施設に出かけた。エスカレーターで上の階へ上る途中、A教諭は、前にいた20代の女性に対し、カバンに仕込んだ小型ビデオカメラをスカートの中に差し入れたところ、付近を警戒していた警察官に取り押さえられた。ビデオカメラに下着を撮影した動画が確認されたことから、関連法令に違反する容疑で現行犯逮捕された。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。

質問3 この事例の発生後、A教諭、学校は、どのような対応をしなければならないでしょうか。

質問4 この事例でA教諭が負うべき責任や損失は、どのようなものがあるでしょうか。

質問5 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

質問6 この事例を未然に防ぐため、あなたが取り組みたいことは何ですか。

メモ

IV 不祥事類別 研修用ワークシート

事例2 「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント」(②短時間版)

<事例>

高等学校に勤務するA教諭は、休日に商業施設に出かけた。エスカレーターで上の階へ上る途中、A教諭は、前にいた20代の女性に対し、カバンに仕込んだ小型ビデオカメラをスカートの中に差し入れたところ、付近を警戒していた警察官に取り押さえられた。ビデオカメラに下着を撮影した動画が確認されたことから、関連法令に違反する容疑で現行犯逮捕された。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。(A教諭の責任や損失を含む)

質問3 この事例の発生後、A教諭と学校は、どのような対応をしなければならないのでしょうか。

質問4 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

IV 不祥事類別 解説

解説：事例2 「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント」

1 事例の問題点

- ・ 教職員という立場にありながら、人権を侵害する極めて重大な犯罪であるわいせつ行為をしたこと。
- ・ 勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えるという意識が欠けており、盗撮という犯罪行為を犯したこと。

2 問われる責任

(1) 懲戒処分 of 取扱い

『教職員の懲戒処分及び公表の指針』 児童生徒性暴力等及びわいせつ行為等に係る懲戒処分の基準（標準例）より」

違反及び事故の態様		基準
児童生徒等以外の者に対するわいせつ行為等		
4	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした教職員	免職
5	上記の4を除くわいせつな行為をした教職員	免職、停職 又は減給
6	セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員	停職又は減給
7	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	減給又は戒告

3. わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントの定義

①「わいせつ行為」とは、以下の行為であって、児童生徒性暴力等に該当しないものをいう。

- ・ 刑法（明治40年法律第45号）に規定する公然わいせつ、わいせつ物頒布等、不同意わいせつ、不同意性交等及び淫行勧誘
- ・ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する売春及びその相手方となる行為
- ・ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）に規定する性的姿態等撮影、性的影像記録提供等、性的影像記録保管、性的姿態等影像送信及び性的姿態等影像記録
- ・ 島根県迷惑行為防止条例（平成19年条例第4号）に規定する卑わいな行為及び他の地方公共団体の条例に規定するこれらに類する行為

②「セクシュアル・ハラスメント」とは、児童生徒等又は同僚教職員等の者を不快に

させる性的な言動等であって、児童生徒性暴力等又はわいせつ行為に該当しないものをいう。

※ 免職及び停職（飲酒運転を行った場合に限る）の事例にあつては、学校名、氏名、職名、年齢、性別及び処分理由の全てが公表される。

その他、不祥事・懲戒処分の影響の詳細は、第三章を参照ください。

(2) その他、考えられる責任

- 刑事上の責任……拘禁刑、罰金等
- 民事上の責任……損害賠償等

3 発生後の対応

対応にあたっては、被害者のプライバシーに最大限配慮すること。

【管理職】

- ・ 事実の確認、整理
- ・ 対応方針の決定・指示
- ・ 教育委員会への第一報（事実の連絡と支援要請、対応をその都度協議）
- ・ 関係教職員への指示（緊急職員会議の開催等）
- ・ 加害教職員を隔離し事実確認、その後自宅待機の指示（※被害者と直ちに引き離す）
- ・ 被害者への謝罪と今後の対応説明
- ・ 教育委員会の指示により、警察へ通報
- ・ 事故報告書を作成し、教育委員会へ提出
- ・ 対応窓口の一本化
- ・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応
- ・ 緊急カウンセラー派遣要請
- ・ 報道機関への対応
- ・ （必要に応じて）全校集会、保護者会
- ・ 再発防止策の検討、実施

※ 被害者の同意のもとに実施

【教職員】

- ・ 加害教員に関係する児童生徒の心のケア

4 防止のためのチェックポイント

- 学校は、教職員一人一人の法令を遵守する意識の高揚を図るため、校内研修等により教職員への指導や啓発を行っているか。
- 学校では、勤務時間外におけるわいせつ行為やセクシュアル・ハラスメントを防止するため、関係法令や懲戒処分の指針に係る研修や事例に基づいた研修を実施しているか。
- 教職員は、不同意性交等罪、不同意わいせつ罪、性的姿態等撮影罪など刑法等関連法令の内容について、理解しているか。

- わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメントに係る法令等の最新の動向について、教職員で適宜情報共有を図っているか。
- 教職員は、わいせつ行為等が「行政上の責任」を問う懲戒処分だけでなく、「刑事上の責任」や「民事上の責任」も問われ、また、多方面に多大な悪影響が及ぶことを認識しているか。
- 学校では、互いの人権意識を高めるために、研修会等を定期的に行い、人権意識の高揚が図られているか。
- 学校では、ハラスメントに関する相談員を指名し相談窓口を設けるなど、教職員等が相談できる体制が整っているか。
- 学校では、教職員のメンタルヘルスを図るための取組を積極的に進めているか。

5 関係法令、通知等（概要）

[わいせつ行為に関して]

◎「刑法」 参考：法務省ホームページ「性犯罪関係の法改正等 Q&A（令和5年7月）」

第174条（公然わいせつ）

…公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

第175条（わいせつ物頒布等）

…わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、2年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は拘禁刑及び罰金を併科。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も同様

第176条（不同意わいせつ）

…以下第177条の概要に示す(1)又は(2)によって、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6月以上10年以下の拘禁刑

第177条（不同意性交等）

…以下の(1)又は(2)によって、性交等をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、5年以上の有期拘禁刑

(1) ①～⑧のいずれかを原因として、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせること、あるいは相手がそのような状態にあることに乗じること

- ① 暴行又は脅迫
- ② 心身の傷害
- ③ アルコール又は薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕

- ⑦ 虐待に起因する心理的反応
 - ⑧ 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
- (2) わいせつな行為ではないと誤信させたり、人違いをさせること、又は相手がそのような誤信をしていることに乗じること

◎「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」

参考：法務省ホームページ「性犯罪関係の法改正等 Q&A（令和5年7月）」

第2条（性的姿態等撮影）

…以下の(1)から(4)のいずれかの行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金

- (1) 正当な理由がないのに、ひそかに、「性的姿態等」（性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿）を撮影
- (2) 不同意性交等罪（刑法第177条）に規定する前述①～⑧により、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせ、又は相手がそのような状態にあることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
- (3) 性的な行為でないと誤信させたり、特定の者以外はその画像を見ないと誤信させて、又は相手がそのような誤信をしていることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
- (4) 正当な理由がないのに、16歳未満の子どもの「性的姿態等」を撮影（※）

（※）相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

第3条（性的影像記録提供等）

…同法律第2条又は第6条によって撮影・記録された性的姿態等の画像（「性的影像記録」）を特定・少数の者に提供した者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金（第1項）

…性的影像記録を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列した者は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金（第2項）

第4条（性的影像記録保管）

…提供又は公然陳列の目的で、「性的影像記録」を保管した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金

第5条（性的姿態等影像送信）

…不特定・多数の者に、同法律第2条の(1)から(4)と同様の方法で、「性的姿態等」の影像を送信（ライブストリーミング）した者は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金

第6条（性的姿態等影像記録）

…同法律第2条の(1)から(4)と同様の方法で影像送信された「性的姿態等」の影像を、そのようなものであると知りながら記録した者は、3年以下の拘禁刑若し

くは 300 万円以下の罰金

◎「島根県迷惑行為防止条例」

第4条（卑わいな行為の禁止）

[セクシュアル・ハラスメントに関して]

◎「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」

◎「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」

◎「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

◎「ハラスメントの防止等に関する要綱」（一部改正：令和2年11月5日付け島教総第590号）（※）

（別紙1）ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針

3 セクシュアル・ハラスメントになり得る言動（例）

一 職場内外で起きやすいもの

(1) 性的な内容の発言関係

ア 性的な欲求、関心に基づくもの

- ① スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること。
- ② 聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと。
- ③ 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言うこと。
- ④ 性的な経験や性生活について質問すること。
- ⑤ 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とすること。

イ 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- ① 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でありさえすればいい」、などと発言すること。
- ② 「男の子、女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること。
- ③ 性的指向や性自認をからかひやいじめの対象としたり、性的指向や性自認を本人の承諾なしに第三者へ漏らしたりすること。

(2) 性的な行動関係

ア 性的な欲求、関心に基づくもの

- ① ヌードポスター等を職場に貼ること。
- ② 雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり読んだりすること。
- ③ 身体を執拗に眺め回すこと。
- ④ 食事やデートにしつこく誘うこと。
- ⑤ 性的な内容の電話をかけた、性的な内容の手紙・Eメールを送ること。
- ⑥ 身体に不必要に接触すること。
- ⑦ 浴室や更衣室等をのぞき見すること。

イ 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

女性であるというだけで職場でお茶くみ、掃除、私用等を強要すること。

二 主に職場外において起こるもの

ア 性的な欲求、関心に基づくもの

性的な関係を強要すること。

イ 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

① カラオケでのデュエットを強要すること。

② 酒席で、上司の側に座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要すること。

○ 「ハラスメントの防止等に関する要綱の運用について」（一部改正：同上）（※）

※ 市町村立学校教職員については、各市町村の例規によること。

6 類似事例

○ 以下の事例は、過去に全国で発生した事案を参考に作成しています。〈 〉内は、過去に行われた処分例を示していますが、実際には状況等によって異なる場合があります。

※ 研修の際は、下記事例を前述のワークシートの事例と入れ替えるなどして活用ください。

研修内容や実態等に応じて、記載にある児童、生徒、学校種、学年、性別などの表記を一部加工して活用いただけます。

（類似事例1：わいせつ行為（不同意性交））

県立学校に勤務する30歳代のA教諭は、8月ごろから翌年3月までの間、勤務時間中の校内で同僚職員Bの胸や臀部などを触ったほか、倉庫で数回性交をした。Bが同僚職員に相談し、校長が確認して発覚した。

教育委員会の調査において、職員Bは「同意はしていない。断ることができなかった」と話している。A教諭は「Bから仕事の相談を受け、親身になるうちに、調子づいてしまった。相手を傷つけてしまい、反省している」と話している。

〈例：懲戒免職〉

（類似事例2：わいせつ行為（不同意性交））

既婚者であるA教諭は、2年担任で生徒への指導に熱心で、相談に親身になって対応することから保護者からの人望もあった。A教諭が担任する生徒Bは、他の生徒とトラブルが重なり、A教諭は生徒Bの保護者Cと、家庭訪問などで頻繁に面談をするようになった。生徒Bの相談を重ねるうち、A教諭と保護者Cとの関係は親密となり、メールアドレスを交換し連絡し合うようになった。メールのやり取りは、次第に私的な内容が多くなり、A教諭から「好き」や「会いたい」などの内容が送信されるようになった。

ある日、保護者Cから校長に直接電話で連絡があり、「市内のホテルで、A教諭から性的行為を強要され、性的被害を受けた」との訴えがあった。校長の確認で、A教諭は事実を認め、本事案が発覚した。保護者Cは、警察にも性被害を受けたと通報している。

〈例：懲戒免職〉

（類似事例3：わいせつ行為（痴漢））

小学校に勤務するA主幹教諭は、休日の早朝5時頃、乗車していた電車から降りる際、ドア近くの席に座っていた30代成人の股間を触り、その場から逃げた。7か月後、県の迷惑防止条例違反の疑いで、当該警察署から任意同行を求められ、警察による事情聴

取において、痴漢行為の事実を認めた。県教育委員会の調査においても、A主幹教諭は痴漢の事実を認めている。

本件については、事案発生9か月後、当該〇〇地方検察庁〇〇支部により、不起訴処分となった。発生11か月後、県教育委員会はA主幹教諭を停職6月の懲戒処分とし、同主幹教諭は同日付けで辞職した。

〈例：停職〉

(類似事例4：わいせつ行為（盗撮）)

中学校に勤務するA教諭は、ある日の深夜に自宅から300mほど離れた住宅の敷地内に侵入し、屋外から浴室の様子を撮影するための小型カメラを設置した。不審物に気付いた家人が警察に通報し、警察の捜査でA教諭であることが判明し、A教諭は逮捕された。警察から逮捕についての公表があり、逮捕翌日にニュースや新聞で大きく報じられた。警察の調べに対して、A教諭は「入浴中の女性を撮影しようと思った。性欲を抑えられなかった」と話した。

〈例：懲戒免職〉

(類似事例5：セクシュアル・ハラスメント)

県立学校に勤めるA教諭は、職場の懇親会の席で、同席した異性の同僚B教諭に対して、複数回にわたって卑わいな性的発言を繰り返し、少なくとも30分以上、手を太ももにおき、腰を触った。不快に思ったB教諭が、後日校長に相談し本事案が発覚した。

教育委員会の聞き取りに対して、A教諭は「酒に酔っていて覚えていない。被害者が主張する話で判断するしかない」などと話した。教育委員会は、参加した他の教員らの聞き取りなどをもとに、セクシュアル・ハラスメントがあったと判断した。A教諭は、これまでも酒を飲んで、記憶をなくすことがあったという。

〈例：停職〉

(類似事例6：セクシュアル・ハラスメント)

A教諭は、同じ学校で同じ学年会である20代のB教諭と飲食をし、B教諭の自家用車で自宅まで送ってもらうことになった。自宅までの道中、A教諭は自宅近くのコンビニエンスストアの駐車場に停めるよう促し、B教諭に対して「好きな子にしか、こんなことはしない」と発言し、抱きついて腰のあたりを触るなどし、B教諭に不快な思いをさせた。

後日、B教諭が同僚に相談したことで発覚し、教育委員会の調べに対して、A教諭は事実関係を認め、「下心があったが、酒の力で歯止めが利かなくなった」と話している。

〈例：減給〉